

議案第48号

乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定  
について議会の議決を求める。

平成29年6月22日提出

清水町長 阿部一男

乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

乳幼児等医療費の助成に関する条例（平成4年清水町条例第22号）  
の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「15歳」を「18歳」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の乳幼児等医療費の助成に関する条例の規  
定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の医療に  
係る医療費の助成について適用し、施行日前の医療に係る医療費の  
助成については、なお従前の例による。